平成25年度宮崎地方・家庭裁判所委員会(第2回)における議事概要

- 1 開催日時 平成25年11月15日(金)午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場 所 宮崎地方裁判所大会議室
- 3 出席者(委員別,50音順)

(地裁委員) 江藤利彦,大野慎太郎,小金丸和代,関屋正康,内藤裕之

(家裁委員) 倉山茂樹,大笑事裕敏,藤本ちあき,松田公利

(兼務委員) 坂元陽介,髙森高徳,福崎伸一郎

(同席者) 民事首席書記官,刑事首席書記官,首席家裁調査官,家裁首席書記官

(庶務担当者) 地家裁事務局長,地裁事務局次長,家裁事務局次長,地裁総務課長, 家裁総務課長,地裁会計課長,地裁総務課補佐,家裁総務課補佐,地家 裁庶務係長

4 議事

- (1) 開会の言葉(家裁総務課長)
- (2) 新任委員紹介等

ア 新任委員

地家裁委員(兼務) 福崎伸一郎委員 地裁委員 大野慎太郎委員 家裁委員 倉山茂樹委員

(3) 委員長選出

地裁委員会委員長及び家裁委員会委員長に福崎伸一郎委員が選出された。

- (4) 地家裁委員会委員長代理指名
 - 地裁委員会委員長代理に内藤裕之委員,家裁委員会委員長代理に松田公利委員がそれぞれ 指名された。
- 5 前回(平成25年5月17日実施)の地家裁委員会以降の取組みについて
 - ・庶務担当者:前回の委員会終了後,夏休み親子見学会及び法の日週間行事を開催しました。 夏休み親子見学会については,絵や写真等を効果的に利用したポスター及びチラシを作成し,それを対象となる小学生が多く集まるような動物園等の公共施設に設置したり,ホームページや報道機関を通じた募集を行い,多くの方に参加していただきました。また,法の日週間行事については,市との共催で民事調停制度及び後見制度に関する説明会を市民プラザにおいて2日間に渡って開催しました。図書館や駅など人の往来等が多い場所にポスターを掲示するなどして告知を行い,多くの方に参加いただきました。
- 6 意見交換会

裁判所庶務担当者の説明

「宮崎地家裁における災害対策」について説明した。

裁判所の備蓄品等の視察

裁判所の備蓄品等の一部を別室で展示し、それらについて説明及び実演等を実施した。 意見交換

- ・委員長:今回のテーマは,「災害対策について」ですが,先ほどの庶務担当者からの説明に対する質問及び意見,各委員の所属先等の防災対策の紹介等ございましましたら発言をお願いします。
- ・ 委員:検察庁では,大別すると 緊急連絡網の整備及び通信訓練, 民間業者による 安否確認通知等の委託・整備, 防災検討委員会の設置及び防災訓練の実施, 備蓄品 等の整備を行っている。

まず, について,衛星携帯電話は全国の検察庁に整備されており,宮崎では本庁並びに日南,都城及び延岡の3支部に整備されている。夏季休暇月や繁忙月を除いて毎月訓練を実施している。

次に, について,安否確認のためのシステムには全職員が登録し,検察庁からの連絡が,業者を通じて全職員に通知され,それに対する返信を行えば,検察庁でそれを把握できるようになっている。今年度も2度の抜打ち訓練を実施しているが,ほとんどの職員が返信しており,かなりの効果があると思われる。

について,法務合同庁舎の官署の代表が集まって委員会を組織しており,連絡態勢の整備,避難場所の確認及び避難訓練の実施等を行っている。また,計画停電訓練を3年から5年に1度実施するようにしており,昨年7月に実施した。

について, 備蓄品等については, 裁判所と同様のものを用意している外, 保護眼鏡やライト, テーブル等を用意している。身柄への対応については, 警察と連携して対応することになっている。

・ 委員

平成17年の台風14号の際の経験であるが,当時,当社の吾妻町のホテルが避難場所になっており,大淀川が氾濫するおそれがあるとして避難勧告が出され,その日の夕方以降80名程度の方が避難されてきたが,独り暮らしのお年寄りなどは避難することを拒む方もおり,そのような方を避難させることの大変さを実感した。また,年配の方や車いす等を利用されている災害弱者への配慮として,早期の情報伝達と指示が必要であるし,非常食品として提供するものについても,堅い食物は歯が弱い高齢者等は食しにくいため,万人が食しやすいものを用意する必要があると感じた。

委員

市の地域防災計画については,東南海・南海地震防災対策推進計画が追加されたが,それ以前から防災対策に係る訓練計画や組織系統,事務分掌等を定めている。また,緊急の呼出・招集訓練が実施されており,参集に当たっては,災害時を想定して徒歩又は自転車による参集として,呼出しから参集までの所要時間を計測して取りまとめ等を行っている。先日の訓練では,寝坊により参集時間に間に合わなかった者がいたが,いつ発生するか分からない災害については,訓練を繰り返すことで職員の意識が高まるので,繰り返しの訓練が必要であると考える。ところで,情報を収集し,それを発信する立場としては,情報の受け手に適切な情報提供と避難・対策等ができるよう収集した情報をいかに整理するかが重要であると考える。

• 委員

組織として特段の対策は講じていないが,個人的には電磁データのバックアップの方法を工夫するなどしている。裁判所のデータのバックアップ方法については,庁舎と別

のところに設置するなど,今後も検討する必要があると思う。

・ 委員

先ほど、備蓄品等を見せていただいたところ、酸素マスクや医薬品等がなかった。宮崎地家裁は、災害時の避難場所に指定されているようであるが、災害時には、いろいろなものを必要とする方が避難してくる可能性があることから、それを想定して準備をする必要がある。また、階段昇降器具は多くの避難者がいて混雑する場合には使用することが可能か疑問である。災害対策については、夜間に発生する場合を考える必要があるが、裁判所では宿直の者が一次的には対応する必要が出てくることも考えられるし、また、対応する職員自身が被災する可能性もあることから、緊急時の連絡態勢等は、あらゆる場面を想定して準備をする必要がある。

委員

私の会社がある場所には、地震発生後20分程度で10メートル高の津波が来ることが想定されている。周囲には高い建物がないため、4階建ての会社を避難場所に指定することを市から要請されているが、仮に避難場所に指定された場合、夜間に災害が発生した際には、職員がいない会社に避難者が押し寄せたり、さらには、鍵や扉等を壊されて中に避難するという事態も予想されるところである。このように、夜間に災害が発生した場合には、職員が会社に不在であり避難者等に対応できないため、避難場所としての指定を受けていないのが実情である。防災とセキュリティのバランスをどのように保つのかが問題である。また、職員が自分の家族を助けるために帰宅するという場合に、職員の意思を尊重すべきなのか、会社として職員の命を守るために引き止めるべきなのかという難しい問題がある。

· 委員

裁判所は,夜間門扉がしまっているため,災害時の開門等の対応がスムーズに行われないと避難に支障が出る可能性がある。また,東側には通り抜け用の階段があるが,その階段が急であるため,足が不自由な方には昇降に苦労されると思うので,改修するなどの対応を検討してはどうか。

· 委員

市は,避難場所の指定をするに当たり,耐震基準をクリアしている建物か調べているのか疑問である。裁判所も避難場所に指定されているようであるが,いかがか。

・庶務担当者

この裁判所の建物については,昨年に耐震工事を終了させているので避難指定場所とされても問題はないと思うが,それ以前については疑義があるため,市に確認することとしたい。

· 委員

私の会社でも県内に約80店舗あるため,営業時間中は人命を優先しながら業務を継続することが重要である。データ等のバックアップや耐震対策についても順次行っており,検察庁と同様の安否確認システムも導入している。

委員

安否確認の一斉メールは当社でも実施しているところあるが ,県民への情報提供も重要な任務であることから ,災害時には ,家族の安否等を確認したら徒歩等で出勤するよ

うにしており,鹿児島や熊本の会社とも協力して対応することにしている。地下や階層の低い場所にある電源等は高層階に移すことも検討すべきである。

・庶務担当者

電磁記録を保存するサーバについては , 1 階から 4 階に移している。

委員

東日本大震災の時の対応等について,東北地方の裁判所や最高裁の状況等は各裁判所 に情報提供はなされていないのか。

・庶務担当者

東日本大震災の時の対応状況については,情報提供は受けているので,それらを参考 に防災計画等を立案している。

· 委員

災害対策については,災害が発生した場合に,何をすべきかを頭で理解し,そのような意識を持った上で,状況等をシミュレーションして訓練することが大切である。

・庶務担当者

裁判所としても意識を風化させないことは重要であると考え,定期的に訓練を実施している。近いところでは,来年1月に実施予定なので,今回の各委員からの御意見を反映させ,より実りのある訓練にしたい。

・委員長

裁判所としての対応方針等は庶務担当者からの説明のとおりであると思うが,災害時に誰がどのような役割を果たすかという具体的な役割分担も重要である。

委員

例えば,消火班に属する人は消火器の場所や使用方法をきちんと理解しているが,それ以外の方はどこに消火器があるか意識していないことが多い。災害時は担当者の人が必ずしも対応できるとは限らないので,できるだけ多くの人が災害時の対応ができるように訓練しておくことも重要である。

7 次回予定

・委員長:次回の予定に移らせてもらいます。次回のテーマについて御意見等はありますで しょうか。

御意見等がなければ,今年1月から施行された家事事件手続法に関して,その運用状況を議題として取り上げることはいかがでしょうか。

- ・全員:了承
- ・委員長:では,次回は,「家事事件手続法下における家事事件の運営について」を議題と させていただきます。
- ・次回委員会期日:平成26年5月16日(金)午後1時30分

以上